

令和6年4月1日
国 税 庁

「揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて」
の一部改正（案）に対する意見公募手続の実施について

国税庁では、「揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて」（以下「流量計通達」といいます。）について、別紙1及び2のとおり一部改正を予定しています。

この改正につき、御意見等（日本語に限ります。）がございましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX 又は郵便等により下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合がございます。

なお、電話では御意見等をお受けできませんので、あらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

記

【募集期間】

令和6年4月1日（月）から令和6年5月1日（水）まで（必着）

【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

- FAXの場合

FAX番号：03-3581-4704

国税庁 課税部 消費税室 諸税第1係宛

（FAXの件名に『流量計通達の一部改正（案）』に対する意見」と記載願います。）

- 郵便等による場合

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1

国税庁 課税部 消費税室 諸税第1係宛

（封筒等の表面に『流量計通達の一部改正（案）』に対する意見」と記載願います。）